

# 人権について 考えてみませんか

12月4日～10日  
人権週間

人権とは、人種や民族、性別に囚われることなく、一人ひとりが生まれた時から持っている「自分らしく生きる権利」のことです。

近年、人権に関する話題は、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに関する話題に加え、インターネット上での悪質な差別事象や性的マイノリティの人権問題、ヘイトスピーチなど、複雑化しています。

## ■ 人権教育啓発作品展

日時 12月6日(金)  
～12日(木)午前10時～午後4時(12日は午後3時まで)

場所 コミュニティプラザ・コンベンションホール

内容 市内の幼稚園児や小・中学生、市民などによる人権啓発作品を展示



## ■ 人権特別相談

日時 12月10日(火)午前10時～12時

場所 コミュニティプラザ・会議室6

内容 市人権協会の相談員が人権に関する様々な相談に応じます(秘密厳守)

国際連合総会は「世界人権宣言」が採択された日である12月10日を「人権デー」と定め、日本では12月4日～10日を「人権週間」と定めています。

市でも、この期間に人権に関する取り組みを行っています。これを機会に、一緒に人権について考えてみませんか。

問合せ 人権女性政策課へ

## 人権について学んでみよう

市では、人権について学ぶ機会を支援するため、教材の貸し出しや講師派遣を行っています。



職場や学校、地域などの研修・ワークショップでご利用ください。

※いずれも、市内に在住・在学・在勤の人やグループに限ります

### ■ 視聴覚教材の貸し出し

人権について理解を深めるための視聴覚教材(ビデオ、DVD、図書)で、女性や高齢者、同和など全248タイトルの貸し出しを行っています。

### ■ 講師の派遣

グループや職場の人権学習に、人権啓発指導嘱託員を派遣しています。ハラスメントや子どもの人権などをテーマに学習を支援しています。

## 知ってる? 人権問題の知識

### ●ヘイトスピーチ

特定の民族や国籍など、自分から主体的に変えることが困難な事柄に基づいて、個人や団体をバッシングすることを言います。

これは、社会に差別を広げ、人としての尊厳を傷つけ、時には心身を害するほどの言葉の暴力です。

### ●同和問題(部落差別)

同和地区出身であることなどを理由に、結婚や就職などで、不利な扱いを受けることです。特に、差別的な落書きをされたり、インターネット上で

不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で同和地区を指摘したりするなどがあります。

### ●北朝鮮人権侵害問題啓発週間

毎年12月10日～16日は北朝鮮人権問題啓発週間です。

シンボルマークは「ブルーリボン」で、ブルーの色は、日本と北朝鮮を隔てる「日本海の青」、被害者と家族を結ぶ「青い空」をイメージします。

